

文教厚生常任委員会記録

日 時 令和2年5月18日（月曜日）13時30分～14時51分
場 所 羽幌町議会議場
出席者 小寺委員長、平山副委員長、金木委員、村田委員、舟見委員
ワザハバー 船本議員、磯野議員、逢坂議員、工藤議員、阿部議員、森議長
事務局 豊島局長、嶋元係長
理事者 山口教育長
福祉課 木村課長、木村子ども係長
健康支援課 鈴木課長、土清水保健係長
学校管理課 酒井課長、葛西総務係長、蟻戸学校教育係長、宮嶋主査
報 道 道新羽幌支局、羽幌タイムス社

小寺委員長（開会） 13:30～

皆さん、こんにちは。ただいまより文教厚生常任委員会を始めたいと思います。

本日の調査事項については、羽幌町の奨学金・資金貸付制度についてと学校の現状についてという2つの項目で行っていきたいと思っています。

まず最初に、奨学金・資金貸付制度について、羽幌町では3つの課に分かれてそれぞれ担当で行っている制度がありますので、今回は3課合同でということで調査をしていきたいと思っています。今回の調査については、今年の2月ぐらいからずっと準備をしてきたのですが、様々な状況によって今時期になったわけですが、ニュース等でも奨学金ですとか様々な制度については国や道もいろいろ考えているようですが、羽幌町の現状についてしっかり聞いていただいて質疑のほうを行っていきたいと思っています。進め方については、まずそれぞれの課から説明を受けた後一括して質疑を行いたいと思います。前後しても構いませんので、そのように進めていきたいと思っています。その後、町立学校の現状については、教育委員会と福祉課が残っていただいて続きを行っていきたいというふうに進めていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

それでは、説明をお願いします。

1 羽幌町の奨学金・資金貸付制度について

説明員 健康支援課 鈴木課長、土清水保健係長
福祉課 木村課長、木村子ども係長

学校管理課 酒井課長

鈴木課長（説明） 13:32～

それでは、貴重なお時間いただきまして、ありがとうございます。健康支援課は羽幌町助産師看護師修学資金貸付事業というものを行っております。資料に基づきまして説明させていただきますけれども、説明につきましては担当の土清水保健係長のほうで行いたいと思います。よろしくお願ひします。

土清水係長（説明） 13:32～

よろしくお願ひいたします。保健係の土清水と申します。資料に沿って説明させていただきます。羽幌町助産師看護師修学資金貸付事業。

目的であります、将来におきまして羽幌町内の医療機関に助産師または看護師として勤務しようとする者に対し、その修学に必要な資金を貸し付けることにより、助産師及び看護師を育成するとともに、町内医療機関における人員の確保及び充実に努めることを目的としております。

2番目の貸付対象者であります、法に基づきました助産師または看護師を養成する学校もしくは養成所に在学または入学が決定している者でありまして、修学期間終了後資格を取得し、羽幌町内の医療機関に助産師または看護師として勤務しようとする者としております。

3番の貸付金額等であります、貸付金額は月額5万円以内、貸付けの期間は6年以内で、学校または養成所の正規の修学年数の範囲内としております。貸付けの利息は無利子でございます。連帯保証人は、独立の生計を営む成年者2人というふうに定めております。

4の貸付金の返還であります、貸付けの決定を取り消されたとき、2番目が、学校または養成所を卒業し、資格取得後遅滞なく町内医療機関に勤務しなかったとき、3番目が、町内医療機関に勤務しましたが、その在職期間が修学資金の貸付けを受けた期間に満たないで退職したとき、4番が、助産師、看護師の資格を取得できなかったときとしております。

5番の貸付金の返還の猶予を設けておりまして、猶予の事由であります、まず1つ目が、町内の医療機関に勤務している期間は猶予いたしますというものです。2番目に、災害、疾病、その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるときなどが返還の猶予の対象となっております。

6番目の貸付金の返還の免除であります、まず1つ目が、学校または養成所を卒業して資格を取得後遅滞なく町内の医療機関に勤務した期間が、引き続き修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間に達したときを返還の免除の期間としております。2つ

目は、先ほどと同じように、町内の医療機関に在職中に業務上の理由などにより死亡ですとか、起因する心身の故障ですとか、その他で業務を継続することができなくなったときを返還の免除の対象としております。

次のページを御覧いただきたいと思います。7つ目の貸付けのこれまでの実績であります。平成25年度から始まりまして、まず1年目が2件で、決定金額が420万円、返済中のものが1件で、返済が完了しているものが1件であります。26年度も2件で、決定の金額が480万円、現在返済しているものが2件でございます。27年が1件で、決定の金額が240万円で、こちらは返済猶予中のものが1件、28年も同じく1件の240万円で、返済猶予中が1件、29年度は申請がゼロで、30年が2件で、決定の金額が300万円、現在貸付け中2件でございます。令和元年度は4件の申込みがありまして、決定の金額が630万円で、貸付け中が3件で、現在返還猶予中が1件、今年度につきましては、2年の4月22日現在となっておりますが、今日現在でも申込みがありません。

以上が健康支援課の助産師看護師修学資金貸付事業の説明となります。

以上です。

木村課長（説明） 13:36～

それでは、続きまして羽幌町保育士等修学資金貸付事業ということで、今年3月の定例会におきまして保育園以外の施設も対象になるということで条例を改正しております。内容説明につきましては、福祉課子ども係の係長より説明させていただきます。

木村係長（説明） 13:37～

子ども係の木村です。よろしくお願いいたします。私のほうから羽幌町保育士等修学資金貸付事業について説明いたします。

資料1番、目的としまして、羽幌町内の保育所等に保育士等として勤務しようとする者に対して、その資格取得の修学に必要な資金を貸し付けることにより、保育士等を育成するとともに、町内における人員の確保及び保育の充実を図ることを目的としております。

貸付けの対象者につきましては、養成施設等に在学し、または入学が決定している者であって、卒業後に保育士等の資格を取得し、町内の保育所等に勤務しようとする者としております。

貸付金額等につきましては、貸付金額、月額3万円以内、貸付期間は2年以内、養成施設等の正規の修学年数の範囲内としております。貸付利息については無利子、連帯保証人につきましては独立の生計を営む成年者2名となっております。

貸付金の返還につきましては、養成施設等を卒業したときまたは貸付けの決定を取り消されたときで、5年を限度とした期間内に返還していただく形となっております。

貸付金の返還の猶予につきましては、借受者が次に該当するときとしまして、1つが、貸付期間満了後養成施設等に在学中の場合、2つ目が、町内の保育所等に勤務している場合、次が、保育士の資格取得後町内の保育所等に勤務できない場合などです。先ほど申し上げましたとおり、町内の保育所等ということで、今年の4月からにおきましては、町内におきますと認定こども園、天売の認可外保育施設のちびっこランドのほか、幼稚園に勤務する者に対してもこの猶予が適用となります。

貸付金の返還の免除としましては、町内に住所を有し、町内の保育所等に引き続き5年以上勤務したとき、町内に住所を有し、町内の保育所等に引き続き2年以上勤務し、その後退職したときは、貸し付けた修学資金の一部の返還を免除することができるとなっております。

貸付けの実績につきましては、平成30年度の3件、金額につきましては213万円となっております。平成31年度及び令和2年度におきましては、貸付け実績はございません。平成30年度の3件につきましては、現在返還の猶予期間中となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

酒井課長（説明） 13:40～

私のほうから羽幌町奨学基金制度につきまして説明させていただきます。

初めに、制度の概要ですが、制度の趣旨といたしまして、優秀な資質を有しながら経済的理由によって修学が困難な方に対し、修学に必要な資金の一部を貸し付けるものがあります。貸与された奨学資金は、卒業後返還されまして、その返還金はその後の奨学資金として活用する仕組みとなっております。

次に、貸付けの対象者であります。心身ともに健康で、他の模範となる方でありまして、大学、短大、高等専門学校、専門学生に在籍する方、学資を主として支弁する者が羽幌町に2年以上住所を有すること、学習活動その他生活の全般を通じて態度、行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること、経済的な理由により修学が困難な方としております。

貸付金額、期間、条件であります。月額2万円以内、期間につきましては貸付けを決定した月から最短修業年限の終月まで、無利子となっております。

償還方法ですが、卒業後6か月経過後から償還していただいております。最低償還月額は8,000円、年間で9万6,000円となっております。償還方法は1年払い、半年払い、月払いがあり、卒業後に選択していただいております。

毎年度の募集人員は若干名となっております。

次に、現在の奨学基金の運用状況であります。現在の基金総額は1,472万円となっております。令和元年度に貸付けしている額等は、3名に対し72万円であります。過年度に貸し付けた額等は、14名、額は649万6,000円となっております。うち令和元年度に

償還を受けた額等は、11名で138万2,000円、令和元年度末基金残額は888万6,000円となっております。

続きまして、羽幌町就学援助費支給制度について説明いたします。初めに、制度の概要ですが、趣旨は、経済的な理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して必要な援助を行うものであります。

対象者であります。1つ目に、要保護者、これは令和元年度該当者はありません。生活保護法で規定する要保護者、ただし学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費及びPTA会費の支給について教育扶助を、新入学児童・生徒学用品費の支給については生活扶助を受けている者は除外となっております。

次に、準要保護者であります。アとして、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で、前年度または当該年度において以下の(ア)から(ク)にありますいずれかの措置を受けた者が対象となっております。その他イとして、(ア)から(ク)以外で、教育長が特に援助が必要と認める者も該当となっております。

次に、対象経費、支給額等につきましては、表にあります(1)から(11)までの費目が対象となっておりますが、読み上げについては省略させていただきます。

次に、援助対象の状況等ではありますが、令和元年度の実績を申し上げます。小学校が38名で、支給額295万1,991円、中学校で26名、支給額は363万5,322円、合計で658万7,313円となっております。また、国の特別支援教育就学奨励事業に基づく支援といたしまして、特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者に対する経済的負担の軽減を図るものとして事業を実施しています。対象経費は上記3、(1)から(6)及び(8)であり、支援額は保護者の所得等でその割合が変わっております。小学校は4名対象で、支給額が12万2,660円、中学校では2名、支給額が7万5,058円、合計で19万7,718円を支給しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

小寺委員長

それでは、質疑のほうに移ります。質疑をされる前に必ずどの制度について、どの事業について質疑を行うかというのを述べてから質疑を行っていただきたいと思います。それでは、質疑を行います。

— 主な協議内容等 (質疑) — 13:45~13:52

舟見委員 羽幌町奨学基金制度について質問いたします。近年の奨学金の返済率についてはどのようになっていますでしょうか。

酒井課長 お答えします。皆さん順調に返済をいただいております。(何事か呼ぶ者あり)

小寺委員長 挙手によってお願いいたします。

舟見委員 ちょうど今コロナという、要するに災害ですよね。この災害が起きて、今在籍されている、要するに専門学校、短大、大学の最終年次にいられる方の就職とかなんかがかなり困難になると思われるのです。それで、羽幌町の返済自体、最低償還額は月額8,000円ということになっていきますけれども、非常時の場合には柔軟な対処というのはできるのでしょうか、お聞きいたします。

酒井課長 お答えします。この制度も償還猶予という制度がありまして、通常の場合でも就職ができなくて償還を延ばしたケースもありますので、個々の相談に応じて対応したいというふうに考えております。

舟見委員 分かりました。自分も奨学金で大学まで行った身なのですがけれども、経済的な理由で進学を諦めるということにならないように、日本学生支援機構ともども羽幌町の奨学基金制度、これもよろしくお願いいたします。返答はよろしいです。

小寺委員長 ほかにございませんか。

平山副委員長 今の舟見さんの意見に関連してお聞きします。募集人員は若干名になっていますが、申請された方は今までほとんど受けることができていたのでしょうか。

酒井課長 お答えします。貸付けの対象者に該当する方であれば、教育委員会で決定する事項になっているのですけれども、申し込まれた方については対象となっております。

平山副委員長 それから、金額なのですがけれども、月額2万円、今回のコロナ騒動で、

大学に行っている子供たちはアルバイトをして学業に携わってきているということなのですが、2万円というのは妥当なのかなとふと私思ったのです。もう少し金額アップとか、そういうことは考えていないでしょうか。

酒井課長 お答えします。大体の方が町の奨学基金以外に日本学生支援機構の奨学金を借りている生徒さんがほぼですので、償還等を考えた場合、現在ではこの額が妥当なのかなというふうに考えております。

平山副委員長 もう一件確認です。羽幌町助産師看護師修学資金の事業について。目的が助産師または看護師となっていますが、羽幌町の医療機関におきましては今お産を扱う産科の看板を上げている医療機関はありません。今後ともそういう医療機関は見通せないのかなと思うのですが、文言の中に助産師というものを入れなければいけないのでしょうか。

鈴木課長 実態としては平山委員言うとおりでと思うのですがけれども、例えばですけれども、法律の中で保健師助産師看護師法ですとか、そういう部分に基づく助産師または看護師という保健師以外の部分をここにうたっているということでこの制度は発足していますので、助産師さんの資格を持ちながら看護師さんもというような部分も当然あるわけでありますので、今のところ助産師の文言を削るということは検討していないというか、考えていません。このままやりたいという考えです。

小寺委員長 ほかにございませんか。いいですか。(なし。の声) それでは、議題の1つ目については終了したいと思います。
暫時休憩します。

(休憩 13:51～13:52)

小寺委員長 13:52～

それでは、会議を再開いたします。

続いて、町立学校の現状について、教育委員会学校管理課、説明のほうをお願いいたします。

2 町立学校の現状について

説明員 学校管理課 酒井課長

酒井課長（説明） 13:52～

私のほうから各項目について説明させていただきます。

初めに、不登校の現状と対応についてであります。現状なのですが、まず不登校の定義となっております。何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものとされております。

町内の現状であります。本年3月31日、年度末になるのですけれども、羽幌小学校で3名、羽幌中学校で10名となっております。

対応なのですけれども、まず1つ目にスクールソーシャルワーカー、臨床心理士など専門機関等との連携を昨年度の9月から実施しております。具体的には、不登校問題の背景には、当該児童・生徒の心理的な課題のほか、家庭、友人関係、学校、地域など当該児童・生徒の置かれている様々な環境が存在しておりますことから、学校だけでは課題解決を図ることが困難なケースが多くなっているため、当該児童・生徒及び事案の未然防止に努めるため、福祉の専門家が教育現場へ入り、教育相談、生徒指導の充実を図っているところでございます。昨年度の実績なのですけれども、小学校なのですが、スクールソーシャルワーカーの方に昨年9月から月2回学校を訪問いただいております。学校と連携の上、注意が必要な児童を観察し、学級担任等とのカンファレンスを実施しております。また、校内のいじめ、不登校対策担当教諭を中心に教職員と共通理解を図り、支援方法について協議するなど取り組んでおります。結果、一部の授業を受ける、放課後に登校するなど改善されてきているところであります。次に、中学校であります。臨床心理士、スクールソーシャルワーカーが令和元年度9月から月に2回、うち1回は2人が同時に学校を訪問しております。生徒の個別相談、教職員との連携により、取組体制の構築のほか、支援方法の提案等に努めていただいております。結果、一部の授業だけ受ける、午前のみ登校する、行事へ参加するなど、全く登校しない生徒はなくなり、改善傾向にあります。

次に、中1ギャップ問題未然事業、これは今年度からの取組となっております。小学校から中学校への進学は、学習活動の違いはもとより、部活動への参加などによる生活面での変化、心身の成長に伴う精神的負担など様々な面での変化が同時期に生じることがうかがえるため、小中学校間の連携を一層促進するとともに、当該事業のために配置されました加配教員を中心とした不登校生徒援助チームを羽幌中学校の組織に、さらに

小中連携推進委員会を羽幌町教育研究協議会に位置づけて、不登校の未然防止、初期対応、自立支援の取組を積極的に推進することとしております。

続きまして、羽幌中学校の部活動の現状について説明いたします。まず、部活動の加入状況ですが、令和元年度の実績ということで、令和2年度につきましてはまだ入学式、始業式が行われて期間がないということで、正式な人数が把握し切れていないことから、昨年度の数値となっております。昨年度は7つの部活動に合計で102名が加入しております。

今後の方向性であります。地域社会との連携ということで、近年、生徒数の減少によりまして配置教員が減少しているほか、採用されました教員も従事する部活動に係る専門的知識や指導力を有していないことから、部活動に取り組む上での技術向上等を目的に地域スポーツ団体等に対し指導への協力を求めているところであります。具体的な取組といたしましては、令和元年度から学校において複数の部活動において保護者への説明や地域スポーツ団体との協議を開始しております。その結果、相互理解の下、バスケットボール部においてスポーツ少年団の指導者が外部講師として顧問教諭と連携協力し技術指導に当たることとなり、令和4年度からは学校管理下ではなく、地域の中学生ジュニアクラブ、仮称となっておりますが、クラブ活動として活動する予定としております。

以上であります。

続きまして、学校におけるICTの現状と活用についてであります。現状といたしまして、現在の学校におけるパソコンの設置台数と、持ち運びが可能な台数を内数として記入しております。

次に、今後の整備ということでGIGAスクール構想について説明させていただきますが、これにつきましては、この後に予定されております特別委員会で説明することになっております新型コロナ対策交付金の計画に載っかっている説明と重複するかもしれませんが、聞いていただければというふうに考えております。

まず、GIGAスクールの整備の概要なのですが、国は、世界的に日本のICT教育に係る環境整備が遅れている状況に鑑み、全国一律のICT環境の整備が急務として、児童・生徒1人につきパソコン端末1台、校内の児童・生徒が一斉にパソコンを使用した場合に耐え得る高速大容量通信ネットワークについて一体的な整備を図るため、昨年12月に国のほうでGIGAスクール構想を打ち出しております。その後、新型コロナウイルス感染症への対策を踏まえましたオンラインでの学習環境の充実を目指すものとし、当構想による整備の加速化を図るものとされております。

次に、羽幌町の整備方針案と国庫補助制度等の概要についてであります。1つ目に、令和元年度国補正事業であります。これは本年1月に補正予算が組まれております。初めに、ネットワーク整備であります。高速大容量回線の接続を可能とする校内LAN

やWi-Fi環境を整備するものであります。なお、当町の整備のうち天売小中学校、焼尻小中学校につきましては、児童・生徒相当分の通信容量が既に確保されている状況にありますことから、今回の整備につきましては必要最低限の整備とし、文部科学省の補助事業としては実施せず、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用したいというふうに考えております。また、天売高校につきましては、複合施設整備時に整備をしていきたいというふうに考えております。国庫補助に係る財源であります、まず国のほうから2分の1以内の補助金が入る予定となっております。補助対象経費につきましては、工事費見込額と整備する学校の学級数に補助基準単価を乗じて得た額のいずれかの低い額が採用されることとなっております。国庫補助金を除いた後には、学校教育施設等整備事業債と財源対策債、2つの起債を充てることが可能となっております。学校教育施設等整備事業債につきましては交付税措置が70%、財源対策債については50%とそれぞれとなっております。次に、元年度補正における端末整備であります、小学校5年生、6年生、中学校1年生が対象となっております。国庫補助金額の上限は定額で4万5,900円となっております。なお、端末整備につきましては既に地方財政措置に算定されておりますので、児童・生徒3人に1台の台数につきましては国の端末整備事業の対象外となっております。

次に、令和2年度の国の補正事業であります、端末整備につきましては、今申し上げました令和元年度補正で整備する以外の端末が対象となっております。補助金の限度額等につきましては、令和元年度国補正と同様となっております。次に、オンライン学習環境の整備であります。Wi-Fi環境が整っていない家庭における通信環境整備を目的にモバイルルーター等を購入し、該当保護者へ貸与することとなっております。国庫補助金額は定額で上限1万円となっております、現在該当する世帯につきまして学校を通じて調査を行っているところであります。次に、学校からの遠隔授業機能の強化であります。学校と児童・生徒のやり取りを円滑に行うため、学校で使用するカメラやマイク等の機器を購入するものであります。国庫補助金額につきましては、各学校に1台まで、購入費の2分の1以内で、補助上限が3万5,000円となっております、これにつきましては各学校に1台を設置していきたいというふうに考えております。次に、GIGAスクールサポーターの配置であります、これらの事業を円滑に行うためにサポーターを配置するというものであります、国庫補助金額につきましては1人につき年額上限230万円で、2分の1が補助されるものであります。ただし、サポーターの配置につきましては2校につき1名までの配置となっておりますが、当町におきましてもネットワークの構築ですとか端末の操作、使用方法の指導を行っていただくため、サポーター制度を活用しまして専門的な知識を得ていきたいというふうに考えております。

(3)、その他であります、端末整備といたしまして、今申し上げました文部科学省の補助対象外となっております端末を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交

付金により整備していきたいというふうに考えております。具体的に申し上げますと、天売高校の生徒、教職員の端末、それと先ほど申し上げました児童・生徒の3分の1相当分の端末をこの制度を使い、購入したいというふうに考えております。

次に、最後の資料となります。通学路についてであります。危険箇所等の確認と対応状況であります。羽幌小学校、羽幌中学校から状況を聴取し、現地確認等を行いながら、必要に応じて関係機関に対し対応等に係る要望を行っているところであります。まず、危険箇所といたしまして、1つ目が南大通6丁目の交差点であります。状況といたしましては、交通量が多いにもかかわらず信号機がないというところで、具体的に申し上げますとセブンイレブンのその交差点であります。対応といたしまして、過去に対策の1つとして照明灯を増加した経緯があります。坂道の途中であり、信号機を設置することで大型車両が登れないことによる渋滞の発生や事故のリスクが高まるため、整備は難しいと伺っております。また、対策の1つとしてロードヒーティングが考えられますが、距離が長く、コスト面から現状では困難となっております。そのため、児童・生徒への周知と交通安全指導で対応している状況にあります。次に、北6条2丁目の交差点であります。利用する児童・生徒が多いにもかかわらず横断歩道がない。具体的に申し上げますと、はた精肉店のところの交差点になります。対応につきましては、平成30年、令和元年に旭川方面羽幌警察署長宛てに横断歩道の設置を要望しております。警察署のほうでも必要性は認識しており、上部組織のほうに要望しているということを伺っております。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

小寺委員長

それでは、質疑に入りたいと思います。

— 主な協議内容等（質疑） — 14:05～14:51

森 議 長 学校におけるICTの現状と活用について、次の委員会との関わり合いもありますので、先に確認だけしたいと思ひまして、こちらからお聞きしたいと思います。まず、私のほうの基本的な知識というのは、文科省が5月11日に学校の情報環境整備に関する説明会ということで、教育関係者、自治体等も含めて2時間余りのオープンな説明会が開かれました。これはユーチューブのほうにも載っております、非常に話題になっております。道新はちょっと遅れて、今日かな、少しそれに触れたような内容ですけれども、中身はかなり詳細な中身でありまして、かつ具体的

でありました。

特に注目すべき点としては、今までいろんな形で進めていたのが、様々な末端の理由でなかなか進んでこなかったということもあり、今回コロナ対策を兼ねて、今年の夏までに最終的な完成を見るというような前提でいろんな政策を打っていくのだということがまず1つありました。ハードの部分、ソフトの部分は後で言いますけれども、教育委員会、現場等でささいなことではできないということを理由にして一切手をつけないということが去年も含めてこれまで多発していたと。今回でいうと、具体的に言うと、ここに政策でもありますけれども、全生徒の平均的に5%ぐらいが何らかの形で環境にないというので、5%もないのだからやらないというようなことはやめてもらわなければ困ると。95%ができるのであれば95%を前提に進めて、残りの5%に関しては全力を持って、ほかの形を持ちながら進めていくというような気持ちでなければ、前と同様にいつまでたっても進まないというような反省と、かなり強い口調で教育関係者に対しての要望というか、意見を申し上げておりました。そこでは大臣官房の文科担当の矢野さんという人と、直接的には文科省の小中高等、英語も含めた課長の専門の高谷氏という方が言うておりました。

そこで、今日来て、えっと思ったのが、そこからまずお話ししたいと思います。後で出てくる新型コロナウイルス感染症対策特別委員会のほうに出る交付金の内容に、先ほどの説明でいうと末端設備、本来であると昨年やらなければいけなかった部分の3分の1みたいなところなのかよく分かりませんが、もともと3分の1条項があるので、それをこの際使うのだというようなことがメインの予算として両方で1,900万ですか、予算をつけているのを見て驚きました。その中の説明では、端末整備については、基本的には上限4万5,900円の範囲で、定額ですから、要するに超えなければ全額補助ということの中で済むというようなことをかなり明確に図面というか、説明資料を使って話しておりましたので、もう一度3分の1条項が本当に当たるのかどうかということの説明を願いたいと思います。いわゆるコロナ感染症の交付金で使えるものというのは、端末整備の中でもうちょっと立派にしたいだとか、そういった類いのものに使ってくださいと。本来的には、ここでは2年度の国補正事業が4つ載っていますけれども、あと2つくらいきつとあったと思いま

す。その中で要するに金銭的な部分は基本的に賄っているはずなので、とにかく進めてほしいということでした。細かいことはいろいろあるのですけれども、まず話の前提として、ここでそれが崩れてしまうと次の委員会のほうの予算全体に影響するようなことになっては私も気になるので、まず頭出しとしてここである程度の納得を得るような説明を願いたいと思います。

酒井課長 お答えします。3分の1の部分につきましてはあくまでも地方単独事業ということの理解をしておりますので、国の交付金の対象外ということから今回の新型コロナウイルス感染症の交付金を充てる形で、今回の文部科学省の説明会を聞いている中でもそういう理解をして計上したところでございます。

森 議長 今のもよく分からないです。もうちょっと平たく私なりに解釈すると、本来児童・生徒の3人に1台を超えた分しか補助対象ではなくて、3分の1までは自力でやりなさいよというのがもともとの要綱だったよということでもいいですか。言い方を変えれば。

酒井課長 もともと文部科学省の補正予算につきましてはそういうことで、3分の2が対象になるということで理解をしております。

森 議長 私が思っていたのは、せいぜいあるとしても令和元年度の部分に関しての話であって、新型コロナウイルスが対象になった部分で令和2年度、つまり小学校1年生から4年生、中2、中3に関しては3分の1要綱関係なく全額出るとしか思えないような説明に聞こえたのですが、その辺の確認は取っているのでしょうか。

酒井課長 その辺の確認は取っておりません。

森 議長 実は心配していたのは、なぜここで一番先に手を挙げたかということ、感染症対策特別委員会のほうの今日の日程というのは、最終的に29日までの提出ということになっておりますけれども、道のほうとの確認を進めるという意味で、明日が一旦の道に対する提出期限ということですので、

その辺も含めて、もし対象になるのであれば、せっかくの7,900万ですから、もしこっちのほうでもらえるのであれば別のほうの事業にさらに使える可能性も出てきますので、間違っていないのだと思いますけれども、確認していないということであれば、そういう整理もお願いしたいと思います。ここの中身についても、後でまた別個に一から話すのは避けたほうが良いなと思いますので、3分の1条項にしては245台というのは多いような印象をしたのですけれども、生徒がそれだけいるという、単純にそういうことでよろしいですか。児童・生徒、国庫補助対象外184台、教師用61台で合計245台になると思うのですけれども。

酒井課長 お答えします。ぴったりとした3分の1にはならないと思うのですけれども、先ほど申し上げました、この基準となりますのは今年の5月1日現在の児童・生徒数というのが基準になるというふうに伺っております。現在の児童・生徒数の動きですとか、天売高校の生徒が対象外となっている部分、そういう部分踏まえまして若干3分の1よりも多くなっている数字になっておりますが、購入の単価なのですけれども、端末自体は4万5,900円なのですけれども、どうしても附属して必要となるものがありますので、単価としましてはそれを加えた金額で算定しておりますので、台数としましては184台と先生分が61台という積算となっております。

森議長 私がさっきここで、令和2年度国補正事業に丸が4つ載っていますけれども、ほかにもあるという指摘をさせていただいたのですが、一番大きいところは今言った端末4万5,000何がしが定額給付ということと、令和元年度のネットワーク整備というのは羽幌町小中学校は終わっているという前提で私は考えておりますけれども、その部分でも、この例で長々と言っていたのは、どうも地方自治体等に頼むと要らないものまでいっぱいつけて、1,800万だとかという要求が出たものが、文科省の中でチェックしたら半額以下で収まっているのだと。端末のほうでも同じことを言っていましたよね。端末もいろんなものをつけてどうのこうのやっているのだけれども、だから4万5,000円では足りないのだと言っているけれども、適正な評価をしたものに対してはきちっとこの範囲で収まるだけの予算だということがありまして、ここに載っていない部

分として、光は既に入っているとして、それ以外につなぐ部分としての
いろいろなものがあるので、光も含めて70億の予算を組んでいるというこ
とと、Wi-Fiモバイルのほうは、Wi-Fiモバイルか、USBドング
ルとかいろいろなものを選ぶので、それは定額で10万円ですからいいので
すけれども、学校外の通信環境、インターネットをつなげるという部分
は別の補助金制度があるような説明でした。

先回りして併せて言っておきますと、GIGAスクールサポートの部分
も4校に2人ということですが、これも補助対象ですが、場合によっては人が足りな
かったら外部人材でもいいですよというようなこともあって、その辺の補助裏の中
身について少し、もしこっちで出るものが交付税のほうに入っているものであ
ればもったいない部分がありますので、もう一度、限られた時間で申し訳ない
ですが、先ほどの話と併せて再確認できるものならしてもらいたいと思います。
ただ、これからの特別委員会にも関わるので、最近びっくりしたのは、1次が
実は29日までということで、皆さんとにかく時間がないということで、物によ
っては7,900万、1次で出さなくても2次というのがある、2次補正では
ないですよ。それはまた別のことで私今日は特別委員会の中で話をしようと思
いますけれども、2次のほうで、日にちは7月末ぐらいでないかと。まだ決
定はしていませんけれども、最初の7,900万に対してまた突っ込んでもいい
ということもきちっと、総務省のほうのさっき言った学校の情報環境整備に
関する説明会の中の後半総務省が出てきていますので、そこでも言ってお
りますので、多少の微調整は、仮に一旦出して、これは別のほうに使えな
くて訂正しますみたいなこともある程度できるということも念頭に置いて
おいてもらいたいと思います。

早く進めるというのが実は私も一番心配でして、具体的にはかなり役所
としてはあり得ないぐらい突っ込んだ内容だったなと思います。一例と
しては、4万5,000何がしのハードに関して、従来はパソコンで7万、
8万かかるのだというところでオーバースペックのものをつけていたとい
うことが限定ですが、具体的なメーカーと内容を同時に発表して、もち
ろんウィンドウズOSのものは当然ですが、グーグルのクロームOSだ
とかアップルのiPadもこれに対応する形でこの金額に合わせて製品を
用意してあるので、こういうものを使っただけであれば学校環境の中
で使えるものに対してはストレートに使えるというような発表

もありました。同時に、酒井課長ご存じだと思いますけれども、これまで、何でもそうですけれども、道なら道にお願いして、道一括で銘柄を決めて発注しますよというようなことが、令和元年度の補正やなんかではそういうほうが望ましいというのが出ていましたけれども、全然進まないということで、場合によっては共同調達をやめて、単独でもいいですよ。早急に端末を行うためには単独も視野に入れて進めてもらって結構なので、先ほど言ったサポートセンターなりアドバイザー事業の中のことと相談してもらえばいいということもありましたので、様々な要因の中で国が望むような形の、7月いっぱい为目标ということでした。ハードは品薄とかそういうことがありますので難しい部分はあるのですけれども、もしハードがそろわなくてもスタートしてほしいと。場合によっては親の持っている 아이폰 だとか iPad だとか、そういった類いも途中経過で使いながら徐々に整備をさせてほしいというようなことも併せて言うておりましたので、改めて総体として、この事業を今回ここに挙げて進める以上、町側としてはどういうスケジュール感と、品物の調達等についてはどういう考えを持っているのかということを知りたいと思います。

酒井課長

お答えします。スケジュールなのですけれども、まず端末につきましては先ほどのコロナウイルス交付金に含めるということで、事業を進めるためには補正予算を今後組んでいくというふうになると思うのですけれども、その際にそのほかの国庫補助事業の対象となる端末につきましても一緒に予算計上させていただきまして、できるだけ端末につきましても一括で購入に係る手続を踏んでいきたいというふうに考えております。議長おっしゃいましたように共同購入というのがあったのですけれども、なかなかまとめ切れない部分がありますので、単独での購入につきましても視野に入れながら進めていきたいというふうに考えております。端末につきましてはできるだけ早くということで動いてはいるのですけれども、羽幌小学校と羽幌中学校のハード部分の整備につきましてもどうしても一部配線工事等を伴うことになっております。現在コロナウイルスの関係で関係企業の営業の方が回り切れていないですとか、在宅勤務をされて会社との整合性が取れていない事態もあるということで伺っておりますので、その辺は早めに業者のほうと詰めながら進めていきたい

というふうに考えております。また、国の補正事業につきまして、ここに載っている事業につきましても、町負担分につきましては第2次の新型コロナウイルスの交付金の対象になるということで、そちらの計画に挙げていきたいというふうに考えているところでございます。

森 議長

あえてそちらのほうから説明があるかなと思って言わなかったのですが、冒頭の大臣内閣官房の矢野氏以下が強く言っていたのは、それぞれの方で早くやってほしいという前提として、大胆な事前着工を承認するということが冒頭かなり強い言葉で明確に言うておりましたので、今の部分からすると、いつ臨時議会を開くのか分かりませんが、今日の特別委員会を経て内容が固まり次第、あとは日程調整ぐらいのことでしょうから、29日に出して、その後早急にできるのかなと思っておりますので、それに併せてやっていけるのではないかなということと、こういうものを入れるときに、個々のケースを具体的に比較したわけではないのですが、行政絡みのICTとかそういうものについては、有名会社の孫請、ひ孫請ぐらいの会社が同じような名称を使ってそれぞれのソフトを管理していて、何か変われば何百万よこせとか横の互換性がないというようなことが現実に起きているような気がします。

今回のこれに関しては、心配なのは動いた後に、当初GIGAスクールサポートだけではなくて、バージョンアップとかそういうのは頻繁に、ハードは変わらなくても中身のソフトというか、OSなんかアップロードどんどん変わって、月単位で変わっていきますから、それに対応するようなどころときちっと結んでいかないと駄目だと思います。そうすると、具体的にNTTをはじめ、ある程度限られたようなどころをハード、それからいわゆる保守みたいな、場合によってはハードの保証みたいなところも含めて、そういう観点を持たないでいくと、地元にあったような形なんていうことで、汎用性がなくて、常にOSがアップロードしたら動かなくなるとかということが起きそうな気がしますので、もちろん入札になるのか、その辺に対しては平等な感覚を基にしてやらなければならないですけれども、今後の進め方を見た場合には技術力なり会社の持続性というものは非常に大事なものになると思いますので、その辺についても現時点での考え方をお伺いして、これを最後の質問にしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

酒井課長　　まず、事業着手の時期なのですから、文科省から出ている資料のほうで事前着手の可能性については検討中という記載がありますことから、当町も直接文部科学省のほうに電話を入れまして、まだはっきり言えないというような答えはいただいているのですけれども、先ほど申しましたように、町としましてはできるだけ早く物事を進めたいという考えでおりますので、常に情報を入手するような形で事業を進めていきたいというふうに考えております。また、運用の方法になると思うのですけれども、できる限りこれから仕様等を作る中でそういうところは反映できるような形にしていきたいというふうに考えております。

小寺委員長　　ほかにありませんか。

村田委員　　中学校の部活動の状況についてお伺いします。先ほどの説明で令和元年度から地域のスポーツ団体やら保護者への説明というふうに説明されたのですけれども、バスケットボール以外の部活ではどういう状況に今なっているのか、まずお聞きしたいと思います。

酒井課長　　この部活以外につきましては、話はストップしている状況にあります。

村田委員　　バスケット部以外には話が進んでいないということなのですが、前回PTAの意見交換会の際に出ていたのが、部活の顧問の先生でなくて、羽幌町でやっている任意の団体の人に大会とかがあったときについてってもらったりというような話があったのですけれども、そういうところは把握していると思うのですが、そのときに学校側として、部活の責任あるところは学校ということになるので、指導者が少ないとか先生の負担を減らすとかというところでの今の学校管理課としての考え方というのはどういう方向で進んでいく考えでいるのか聞きたいと思います。

酒井課長　　あるスポーツにつきましては、民間で行っているスポーツ少年团的なところで中学校の部活動の練習も兼ねて行っているところもあります。そういうところは地域の団体に指導をお願いしながら学校と連携しているという部分がありますので、バスケットボール部みみたいな形になってい

るのは、学校の先生たちが主として指導しているところが課題となっている部分でありますので、そういうところをもうちょっと拡充するといえますか、学校の状況を伺いながら取り組んでいく形になるかというふうに考えております。

村田委員 将来的な部分も含めるとそういう方向でだんだん進んでいくのだと思うのですが、そうなる各団体に対しての負担というのですか、それから事故等とかいろいろな責任というものもあるので、進めていく上できちんとそういう対処だったり、あと大会に行くときの支援だったりというのは十分考慮しながら進めていってほしいのですけれども、いかがでしょうか。

酒井課長 あくまでも民間の方々をお願いしておりますのは技術的な指導というところであります、遠征等になりますと学校の先生の引率というものが条件になっております。ですので、今の段階では学校のほうが引率等業務を行っているというふうになるのですけれども、これからいろんな場面で民間の方々をお願いしていくとなりますと、そういう支援の部分も併せて検討していく必要があるというふうに理解をしておりますので、指導を仰ぐ保護者の部分ですとか、お手伝いいただくような民間団体のお考えもありますので、学校含めてお話だとか意向を含めて、これからの課題として受け止めながら進めていきたいというふうに考えています。

村田委員 続けて、違うところいいですか。最後のページの通学路について。これもPTA、子供さん方がいる親からいろいろとお話を聞くのですが、ここに2つ出ています。この部分も確かにお話を聞いているのですが、私の中で一番通学路として不安なのですというのは、どうしても旧宮坂ビルのところが危ないので何とかしてもらいたいのですよねというお話が非常に多くて、特に小さいお子さんを持っている親からそういう要望があります。そこで、通学路という部分に関しては、小学校に通うお子さんを持っている親としては、あそこを通る生徒、児童の数というのは結構あると思うので、何かしらの対処の方法というのは学校管理課としても前に進むような考え方を持って検討していかないと、何かあってからでは遅いと思うので、そこら辺の考え方というか、認識といえますか、

そういうのをお聞きしたいのですけれども。

酒井課長 あ施設のつきましては、方向性がもし出たとしても、なかなかすぐに取り組める部分ではないというふうに理解をしています。現在学校のほうには連絡をしまして、そこを通らないように通学路から除外するような指導をして、まずは子供たちに危険が及ばないような対応を取っているところでございます。

村田委員 今回の答弁でいきますと、学校管理課としてはその下を児童・生徒が通らないように通学路の変更をしたということによろしいですか。

酒井課長 通学路につきましては学校のほうで指定していますので、学校のほうに連絡をして、そこを通らないようにというような指導を行っていただいております。

小寺委員長 ほかにございませんか。

金木委員 それでは、順番がどうなるか分かりませんが、クラブ活動の件で、今村田委員もおっしゃっていましたが、民間の団体のコーチなりに協力をお願いするという格好になった場合、今も一部ではいろんな面で協力はいただいているのでしょうか、謝礼というのか、報酬というのか、その点はどう考えておられるのかなと思っているのですが、お願いします。

酒井課長 今時点としては特に報酬というのはお支払いしていないで、ボランティアという形になっております。

金木委員 今までは学校のクラブ活動として、放課後ですか、として行っていたものを、学校管理下ではなくてというふうな言い方もしていますけれども、だからといって、ボランティアということで考えて、報酬も考えませんよということでもいいのかどうかなのですけれども、今まではこういう方法を取ったことはなかったのだらうと思うのですけれども、ほかの町でもそうなのかなと。今までは学校の活動としてクラブ活動も行っていた

ものをいろいろ体制を考えながらやっていく以上は、何らかの金銭的な補償もしっかり考えたり、文科省の指導なんかがあるのかどうか分かりませんが、もうちょっと詳しく検討するなり、ほかの町の状況も見るなり、その辺は必要ではないかと思うのですが、その点どうでしょうか。

酒井課長 外部コーチの部分につきましては、あくまでも先ほど申し上げましたとおり技術的な指導というふうになりますので、部活動は学校管理下の中での体制となります。ただ、協力をいただくという部分につきましては、時間を割いていただいているという部分がありますし、先ほど申し上げましたスポーツ団活動に中学生が入り込んでいるような運動も中にはありますので、その辺の整理は必要なのかなというふうに考えますので、こういうふうにシフトしていくという中ではその辺のことも考えなければいけないというふうに理解をしておりますので、いろんな取組をしている自治体がありますので、そういうところを参考にしながら整理していきたいというふうに考えております。

金木委員 次は、違う項目ですが、不登校の数についてお聞きしたいと思います。2番で小学校3名、中学校10名と出ておりますけれども、あまり個々の問題に入るといろいろプライバシーの面もありますけれども、この数字は私も、去年の暮れでしたか、聞いてみて驚いたのですが、この数字というのは、今までいなかったのだけれども、徐々に増えてきてこの数なのか、何年か前から大体このぐらいの数なのか、3名、10名というのはどういう傾向の数字にあるのかお聞きしたいと思います。

酒井課長 児童・生徒の数でいけば人数は多いのかなというふうに考えておりますけれども、多少の増減はありますが、おおむねこの程度の人数で推移しております。

金木委員 分かりました。あまり学校と関係ない人にとってはショッキングな数字だったので、お聞きしました。逐一、年に何回も報告する必要もないのかもしれないけれども、特徴的な状況が出たときには委員会等にもその都度報告をしていただければと思います。
もう一つ、一番最後の通学路の件なのですが、(1)の南大通6丁目の下

り坂というか、坂の途中の部分なのです。前に担当課に行って話をしたこともあったのですが、冬、ロードヒーティングなどはお金がかかる。信号機をつけてもスリップ等があって問題もある。であれば、一応信号機はつけて、スリップの心配のない夏の間だけでも稼働するような信号機、4月から11月ぐらいならそんなにスリップの心配はないと思うのですが、その間でも信号機をつけて稼働させる。冬期間、厳冬期は信号機は閉鎖するなり、それは仕方がないのかなと思うのですが、そうすれば1年間の半分以上はある程度安心できる格好になると思うのですが、そのような対応、検討なんていうのはされてきたことがあるかどうか、そういう考えについての見解をお願いします。

酒井課長 今具体的な対策、お話しいただいたのですけれども、学校管理課の記録としては残っておりませんので検討していないかなというふうに思うのですけれども、交通安全という部分の視点もありますので、担当課のほうにもお話をしながら、果たしてそういうことが可能なのかという部分もありますので、そういうご意見をいただいたということも相談してみたいというふうに考えております。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、私から。先ほどの部活動に関係してなのですが、ここに出ている1から7番の部活以外にも中体連に関わるものは部活に入るのかなというふうに僕は考えていました。具体的に言うと陸上部ですとか、スキー、剣道、柔道とか、中体連とか大会に関わるものは部活動の1つになるのではないかなというふうに思うのですが、その辺は部活動ではなくてあくまでも地域スポーツというくくりで考えているのか、中体連には出場しているわけですので、その辺の見解を教えてくださいたいのですが。

酒井課長 ここに掲載していない運動等につきましては学校の部として活動していないということで、あくまでも地域スポーツ団体ですか、そこでの活動が主体となっておりますことから、部活動ということでは掲載していない状況になっています。

小寺委員長 それでは、部活動としては許可していないということなのでしょうか。

中体連があれば、学校関係者が一緒についていって大会に出場したりするわけですね。学校の部としては認められていないけれども、そこには学校の先生がついていく、そういう認識でよろしいのでしょうか。

酒井課長 部活動としては認められておりますので、中体連等の大会には参加しているというふうに捉えております。地域スポーツ団体に活動されている子につきましても、中にはサッカー部に入ってそちらに行っているケースもありますので、そういうことで考えますと、あくまでも日常的な部活動の状況と数字という部分でここに挙げさせていただきましたので、そういう捉えで理解していただければと思います。

小寺委員長 先ほど何人かの委員の方がおっしゃっていたのですけれども、地域スポーツで練習をして、中体連で大会に行く。指導していたのは学校の先生ではなくて地域の監督なりいろんな方が指導していたのですが、大会になるとその指導者は一緒に行けない。なぜかというと、学校の先生でないと駄目だと。その辺ルールづくりをきちんとして、学校の先生でなくても、学校の先生と一緒にでもいいのですけれども、ついていく。そのときはきちんと宿泊費なり遠征費を予算立てするということをしなないといけないのではないかなというふうに思いますので、先ほどのくくりもあいまいでしたよね。地域スポーツなのでここには載せていない。だけれども、部活動としては入っているので中体連に行けるみたいな。実態をきちんとした形で表すことも今後大事なのではないかなというふうに思いますので、その辺お願いしたいのですが、いかがでしょうか。

酒井課長 まず、指導員の大会の参加につきましては、各中体連の大会の要綱で外部指導者はどこまで参加していいですよという決まりがありますので、そこは学校で把握していますので、大会について中で対応できる部分については対応していただきたいというふうに考えております。また、旅費等につきましては、中体連の補助金をこちらで持っているのですけれども、外部コーチの方も引率者の1人として加えるような形で要綱を変えて、今年からそういう対応をしていきたいというふうに考えておりますので、学校とも調整しながら対応していきたいというふうに考えております。

小寺委員長 今後、地域社会との連携ということであつたので、ぜひその点きちんとした状況を把握して、適切な予算含めた措置をお願いしたいというふうに思います。

続けます。ICTの現状なのですが、簡単に言うとオンライン学習環境の整備でモバイルルーターの購入費なのですが、機器の購入はいいのですけれども、月々の利用料についてはここに明確には出ていないのです。利用料については各家庭が負担するというところでよろしいのでしょうか。

酒井課長 まず、国からの補助金の対象内外につきましては、通信費については対象外となっておりますので、これにつきましては本町のほうでどうするか、対応をこれから検討していかなければならないと考えております。

小寺委員長 いろんな会社もありますし、機械は今だと無償で提供しますよとかそういうのもたくさんあるのですけれども、前回の特別委員会で発言したのですが、羽幌町の子供たちの家庭の現状をきちんと把握して、どれぐらいの家庭でインターネット環境があるのか、また端末がどれぐらいあるのか。パソコンに限らなくて、タブレットですとかスマートフォンで対応できることもありますので、羽幌町の現状をしっかりと把握して、やれるところからスタートしてほしいというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

酒井課長 今お話ありましたとおり、現在現状を把握している最中でありますので、その結果をもちまして、どういう対応を取るのが一番いいのかということ方を方向づけしながら本町の体制をつくっていきたいと考えております。

小寺委員長 もう一つだけ。学校現場の中でインターネットを使ったオンライン授業をやるためにパソコンですとかカメラ、マイクを整備するということなのですが、現状あるもので十分対応できるはずなのです。カメラ、マイク、パソコンがないからできないのではなくて、ノートパソコンにもカメラはついてますし、タブレットにもついていたり、今ある環境でも十分対応ができると思うのです。ものがそろってからやるのではなくて現状の中でできることというのがあると思うのですが、小学校、中学校

ですぐに対応できる状況なのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

酒井課長 学校としてそういう設備が整っているかということでしょうか。

小寺委員長 私の質問があいまいでした。もちろん専用のものではないのですけれども、ある機材で発信できる環境は整っているのではないかと。十分ではないですよ。でも、最低限のものがあると。実際に行う状況にあるのか、それとも先生たちにノウハウがないのか、機材がメインではなくて、実効性が今のところすぐにあるかどうかの現状はいかがでしょうか。

酒井課長 オンラインの中で学習指導をするとなると、先生たちも違う教材を作ったりというような部分が出てくると思いますので、パソコンのノウハウがある方は対応できると思うのですけれども、全員が全員そういう形で対応できる体制とはなっていないのかなというふうに捉えております。

小寺委員長 ですので、前回も言ったとおり、全員ができるようになってからスタートするのではなくて、できる先生、得意な先生から始めてみるというのでも必要なのではないかと。それが文部科学省の言っていた子供たちが全員 100%そろってからスタートではなくてという話にもつながるのですが、学校の中である程度先行して、全員にノウハウが蓄積されるのは、前の委員会で聞いたときは、道の研修がこれからあると。それを待ってからではなくて、できることから始めてみる。それを教育委員会がバックアップしていくという形が必要なのではないかなと思うのですけれども、機材や研修が終わってからではなくてできるところからスタートするのが子供たちのためだというふうに思っていますので、ぜひ様々な検討をして進めていっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

酒井課長 学校の今置かれている状況下の中で、子供たちに対してどういう指導が一番いいのかということは一番考えて取り組んでいただいているのかなというふうに考えておりますので、学校とも連携しながら、オンライン授業の効果というものも注目されておりますので、そういう部分では学校と調整して取り組んでいければと考えております。

小寺委員長　ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、本日の委員会を終わりたいと思います。各課、ありがとうございました。